

# 2026

# 6

## no.287

「税と暮らしを考える」広報誌

# あおいろ



発行：一般社団法人  
えどがわ青色申告会

<北会館>  
江戸川区中央 1-2-18  
TEL 03(3656)0621  
FAX 03(3656)1104

<南会館>  
江戸川区中葛西 4-19-8  
TEL 03(5676)0751  
FAX 03(5676)0753

営業時間 9:00~12:00 13:00~17:00(土日祝を除く)

### CONTENTS / 目次

- P1 >> 特集: 変わる『源泉徴収事務』上半期手続きの「いろは」 / 上半期・源泉所得税サポートのご案内
- P2 >> 補助金を使って「省エネ診断」しませんか? / 税に関する動画グランプリ
- P3 >> 帳簿のキホンを確認「基礎説明会」に行こう / 帳簿のキホンがわかったら個別相談会へ
- P4 >> 都税事務所からのご案内 / 各種相談会 / 事務局カレンダー / 口座引落スケジュール

## 今年の源泉徴収事務のポイント

### 令和8年分源泉徴収税額表で計算!

令和7年度税制改正で給与所得控除や基礎控除が変わりました。例えば月給10万円(甲欄)の場合には源泉所得税の天引きが不要となります。



なお、令和8年度税制改正でさらに変わっていますが、こちらは12月の年末調整の際に改正が適用されます。

## 給料計算・給料明細の作成

受給者の方に記載いただいた「扶養控除等申告書」に基づき、税額表を参考にして支給額に応じた源泉所得税を計算・天引きします。

## 源泉徴収簿で支給・源泉税を管理

給料明細から源泉徴収簿に転記して、支給額や源泉所得税を管理します。

## 源泉所得税の納付【7/10(金)納期限】

納付書に天引きした源泉所得税を記入し、税務署または金融機関で納付します。e-Taxで手続きするとアプリ決済や口座振替(ダイレクト納付)による納付もできます。

### ダイレクト納付するには?

事前に預金口座の登録が必要です。設定に必要な「e-Taxの利用者識別番号」は確定申告でも使っていますので不明な方は青色申告会へお問い合わせください。



詳しい登録方法は国税庁HPで確認

### 還付未済額の繰越がある方へ

去年は基礎控除等の改正あったため、年末調整で納付額がなく、還付未済額が出た方が多くいらっしゃいます。

この還付未済額は今年の源泉所得税の納付の際に記入・納付額の調整を行いません。

【源泉所得税の手続き】従業員や専従者に給料を支払っている場合、原則、支給月の翌月十日までに給料から天引きした源泉所得税の納付(税額がない場合には所定の計算書の提出)が必要。また、支給人員が常時十人未満で、納期の特例の承認を受けている場合には、一月から六月支給分を七月十日まで、七月から十二月支給分を翌年一月二十日までと、年二回にまとめて納付することができる。

上半期分の源泉所得税の納付時期が近づいてまいりました。従業員や専従者に給料を支払っている事業者の方は手続きをお忘れなくお願いします。  
また、令和八年一月支給分から天引きする源泉所得税が変わっておりますので、給料計算から源泉所得税の納付までの一連の流れを改めて確認していきましょう。

## 特集 変わる『源泉徴収事務』 上半期手続きの「いろは」

## 上半期・源泉所得税サポートのご案内

相談期間 7/1(水)~9(木) 土日除く  
受付時間 各日 9:00~16:00

### 【持ち物】

- R7年の源泉徴収簿
- R8年の源泉徴収簿
- R8年の扶養控除等申告書
- 納付書(お忘れなく...)
- マイナンバーカード お持ちの方

- ※ 予約なしの来局順受付  
従業員数5名以上は  
事前にご連絡ください
- ※ 職員の指名はできません
- ※ 源泉以外の相談は別日へ

納期限は7月10日(金)です!

令和8年分の年末調整から給与支払報告書(源泉徴収票)の提出方法が変わります。特に区や市への提出はeLTAXによる電子手続きがオススメです!マイナンバーカードやeLTAXの利用者IDを取得して下半期に向けた準備を進めましょう。

北会館  
・  
南会館

源泉徴収事務に不安のある方は  
青色申告会で相談を!

# 補助金を使って「省エネ診断」しませんか？

建築物の省エネ性能表示制度がスタートして二年。今や賃貸市場では、入居者が「光熱費が安く、快適な物件」をラベルで判別する時代になりました。

「省エネラベル」が物件の付加価値を証明  
リフォームで断熱性能を高めると、物件に「省エネ部位ラベル」を表示できるようになります。「夏涼しく冬暖かい」「電気代が抑えられる」ことが見える化されるため、近隣の競合物件との差別化に直結します。

## 今なら「自己負担ゼロ」で物件の健康診断が可能

現在、東京都では省エネ診断の補助率が十分の十(全額補助)となっています。「うちの物件、どこを直せば入居者に喜ばれる?」「補助金はいくら出る?」といった疑問も、まずは診断を受けることで明確になります。オーナー様の費用負担はありません。

## ミサワリフォームの強力なサポート

当会では、ミサワリフォームと提携し、オーナー様の省エネ対策を全面的にバックアップしています。面倒な補助金の申請手続きもプロがしっかりとサポートし、診断から設計・施工まで、安心のワンストップ対応です。

**今月号に同封**

**省エネ診断**

MISAWA

補助金を使っても  
**しませんか!?**

東京都の補助金を使って  
ご所有物件の現状を把握・資産価値の向上を!

「省エネ診断」を行うメリット

診断費用が補助金で充当できる

断熱工事も補助金を受けられる

現在の建物の性能等級がわかる

省エネラベルがわかる

裏面よりお気軽にご相談を

一般社団法人 えどがわ青色申告会 FAX 03-3656-1104

リフォームご相談シート

ミサワリフォーム

1つでも気になればぜひご相談ください

事務局にお電話いただいても大丈夫です  
賃貸物件のほかご自宅・店舗など  
ちょっと気になる方もお気軽にどうぞ



▲ 既存物件向けの省エネラベル  
省エネ改修した部位がわかる  
(入居者募集時のアピールに)

## 補助金や省エネ性能表示制度の詳細はこちら



クール・ネット東京  
賃貸住宅の断熱・再エネ  
集中促進事業(補助金)



国土交通省  
省エネ性能表示制度  
特設サイト



省エネ性能表示制度  
パンフレット

最近人気の「スリット(縦ライン)入り」のスタイリッシュなドアなら、共用部の見栄えが劇的に良くなり、内見時の成約率アップも期待できます。

普通に直すより、高機能でおしゃれなドアにする方が安く済む、ということもありますので、補助金が手厚いこのタイミングを上手に活用してみたいかがでしょうか。

- ◆ 普通のドアに交換…全額自己負担
- ◆ 断熱ドアに交換…三分の二を補助(上限あり)

逆転現象? 「高性能ドア」の方が安く済むケースも  
東京都の省エネ改修補助(補助率三分の二)を活用すれば、単なる修繕よりもおトクにリニューアルができる場合があります。

第1回 青色申告会  
税に関する動画グランプリ

2021

第2回開催決定!!

税をテーマにした学生限定動画コンテスト「税に関する動画グランプリ」の第2回開催が決定! 昨年は都立目黒高校の生徒さん2名がグランプリと東京国税局長賞をW受賞しました。

第1回の受賞作品はこちら

主催: 一般社団法人東京青色申告会連合会  
共催: 東京都内47青色申告会  
後援: 東京国税局、東京都主税局  
協力: 東京青色申告会連合会共済会

※ 募集詳細は決定次第お知らせします

## 会員・準会員・専従者さまざまですと...

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社)えどがわ青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル 0120-777-596



# 帳簿のキホンを確認



## 「基礎説明会」に行こう

消費税インボイス制度が始まり、ますます帳簿の重要性が高まっています。  
「今までなんとなく自己流で記帳していた」「実はよく分かっていない…」  
という方には是非ご参加いただきたい内容となっております。

6/23(火) 9:30~12:00    6/24(水) 25(木) 13:30~16:00

会場は「青色申告会(北会館)」です

- ※ ご都合がつかない方は「個別相談会」をご利用ください。
- ※ お電話(当日まで予約可、03-3656-0621)または、青色アプリ(3日前まで予約可)にてお申し込みください。席に限りがございますのでお申し込みはお早めに…。

「どうやって相談すれば…」  
「何から始めればいいのか？」  
「帳簿のつけ方が不安だ」



- 当会のご利用案内
- 記帳から決算・申告までのスケジュール
- 記帳する前の準備
- 記帳のしかた etc…

令和9年分から  
**青色申告特別控除**  
が改正されます

これからの記帳には  
**会計ソフト**がオススメです

※ 改正については  
前月号の特集記事を参照

**個別相談会**  
そのほか  
事務局のご利用は  
予約が必要です

予約がない場合には  
日を改めていただく  
場合がございます  
事前に青色アプリや  
お電話にてご予約を  
お願いいたします

今年もあつという間に半年が過ぎようとしています。帳簿の進捗状況はいかがでしょう。「青色の控除を増やしたい」「インボイスに対応した記帳をもっと簡単にしたい」といった方には会計ソフトによる記帳がオススメです。

会計ソフトによる記帳の場合、一つ一つの取引の入力をしっかりされていけば、その後の集計は自動で行われ、帳簿の確認や見直しも効率よく行うことができます。

また、現金や預金といった事業用資金の帳簿管理も同時に行われることから、経費の入力もれや入力誤りに気づきやすいという利点もあります。

ぜひこのタイミングで記帳方法を見直し、帳簿を経営の味方にしていくことを検討ください。

詳しくは個別相談会(4ページ参照)をご予約いただき、自分に合った記帳のしかたをみつけていきましょう。

青色申告会では  
**ジョブカン** 青色申告

を推奨しています。  
年間使用料 13,200円(指導料込)

**ジョブカンDesktop**  
見積・納品・請求書  
もあります。  
インボイス対応もバッチリ！  
年間使用料 2,200円



### 会計ソフトを始めるなら今!

**Point 1**  
複式簿記で帳簿をつけることで**最高65万円\***の**青色申告特別控除**を目指すことができます。  
(※)期限内申告・電子申告などの要件あり

**Point 2**  
会計ソフトを始めるには**この時期が最適!**  
余裕をもって進められます◎

**Point 3**  
職員がマンツーマンで入力方法をお伝えするので安心です。

帳簿のキホンがわかったら個別相談会へ

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で積立をしたい

### 制度の特長

① 経営者のための  
**退職金制度**

② 掛金は  
**全額所得控除**

③ 受取時も  
**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- ・ 月々の掛金は1,000円から
- ・ 契約者貸し付けの利用が可能
- ・ 共済金の受給権は差押禁止

# 江戸川都税事務所からのお知らせ

## 6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

6月1日(月)にお送りした納付書により、6月30日(火)までにお納めください。

### ＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

**簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし!!**

#### 口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、6月10日(水)までにお申込みいただく、固定資産税・都市計画税第1期分からの口座振替が可能です。

#### おうちで今、納付できます!!

#### スマホアプリ

納付書の eL-QR を読み取るだけで納付ができます。

#### クレジットカード

#### インターネットバンキング

地方税お支払サイトの eL-QR 読取画面から納付書の eL-QR を読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ハイパーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

#### 【お問合せ先】

＜課税について＞ 江戸川都税事務所 固定資産税課 固定資産税班 03-3654-2157 主税局 HP 都税の支払い方法  
 ＜納付について＞ 江戸川都税事務所 徴収課 徴収管理班 03-3654-2164



## 固定資産税・都市計画税の 現所有者申告制度 について(23区内)

### 【現所有者申告制度とは?】

土地・家屋の所有者が亡くなった場合、相続人など新たな所有者(現所有者)となった方から、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

不動産登記簿のご名義が変更されるまでは、申告に基づき、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。

### 【どんな申告が必要?】

#### ●申告の方法は?

現所有者となった方は、申告書と必要な添付書類を、現所有者であることを知ってから3か月以内土地・家屋が所在する区の都税事務所へご提出ください。内に申告してください。

- 必要添付書類とは、戸籍謄本や遺言書など、
- ①登記名義人の方が亡くなったことが分かる書類
  - ②申告される方が現所有者であることが分かる書類
  - ③申告される方の現住所が分かる書類

#### ●申告の期限は?

現所有者であることを知ってから3か月以内



### 【相続登記をご検討ください】

土地・家屋の所有者が亡くなった場合は、早めの相続登記をご検討ください。登記の手続については、所管の法務局出張所(登記所)へお問い合わせください。なお、不動産登記簿の名義変更がお済みの場合、現所有者申告は不要です。

現所有者申告制度について、詳しくは、東京都主税局 HP をご覧いただくか、土地・家屋が所在する区の都税事務所へお問い合わせください。

## いいこといっぱい『青色申告会アプリ』

最新情報をいち早く提供/ペーパーレス広報誌/デジタル会員証

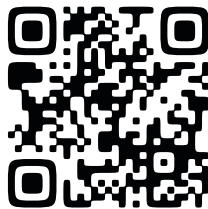
**家族会員が1つのIDで登録できるようになりました!**



いますぐ登録しよう

App Store または Google Play からダウンロード

ダウンロードや登録手順は  
こちらから ▶▶▶



## 各種相談会(予約制)

### ▶▶ 個別相談会

経理や帳簿、経営のご相談

随時 開催中

ご予約は『青色アプリ』が大変便利です♪

北会館

6/18(木) 19(金) 22(月) 23(火)

南会館

7/24(金) 27(月) 28(火) 29(水)

①9:30 ②10:40 ③13:00 ④14:10

ご予約は『南会館』へお電話ください

### ▶▶ 税理士無料相談会

不動産譲渡や相続・贈与など税務のご相談

北会館

6/3(水) 7/1(水) 8/5(水)

①10:00 ②11:00 ③13:00  
④14:00 ⑤15:00 ⑥16:00

南会館

随時 開催中

詳細は南会館へお電話ください

ご予約は各会館へお電話ください

### ▶▶ 司法書士無料相談会

相続登記や後見・遺言などのご相談

北会館

随時 開催中

南会館

詳細は各会館へお電話ください

### ▶▶ 社会保険労務士無料相談会

雇用・労働や助成金、年金などのご相談

北会館

随時 開催中

南会館

詳細は各会館へお電話ください

### ▶▶ 弁護士無料相談会

経営や親族間トラブルなど法律のご相談

毎月第1・第3金曜日

(都合により日程が変更となる場合があります)

①13:15 ②14:15 ③15:15 ④16:15

日程の確認・ご予約は各会館へお電話ください  
会場は『東京青色申告会館(市ヶ谷)』です

### ▶▶ 事務局カレンダー



6月3日	税理士無料相談会(北会館)
6月8日~9日	【全館休館】職員研修会
6月12日	青色ドック(北会館)
6月18日~23日	個別相談会(南会館)
6月23日~25日	基礎説明会(北会館)
6月26日	【全館休館】職員研修会
7月1日	税理士無料相談会(北会館)

### ▶▶ 主な口座引落スケジュール



1月	青色共済(3ヶ月払) 団体介護保険	7月	青色共済(3ヶ月払) 団体介護保険、医療保険
2月		8月	
3月		9月	
4月	会費(年払・半年払) 青色共済(年払・3ヶ月)	10月	会費(半年払) 青色共済(3ヶ月払)
5月	自転車保険		
6月	特別会費、ジョブカン 傷害保険、がん保険		特別会費5,500円 の口座引落があります 傷害保険、がん保険 医療保険(中途加入)

消費税の課税事業者は特別会費5,500円の口座引落があります